

今後は、補助事業の適正執行を図るため、市町に対して機会を捉えて補助金交付要綱に基づく適正な手続等について注意喚起するなど、補助金交付事務の適正な執行に努める。(地域振興課)

(3) 収入未済額の縮減については、最重要課題として認識し、滞納整理に当たっては滞納者と積極的に接触を図り、毅然とした態度で臨むとともに、特に悪質滞納者に対しては徹底した財産調査を行い、差押処分を視野に入れた納税交渉を行うなど滞納整理の強化に努めた。

その結果、平成17年10月末日現在の収入未済額は、400,018千円となり平成17年5月末日現在の収入未済額525,549千円より125,531千円縮減することができた。

今後とも、滞納者に対しては適切かつ迅速な納付指導を行い、特に悪質滞納者には、より効果的な差押処分を実施するなど積極的に滞納整理を進め、収入未済額の縮減に努めていく。(税務課)

(4) 平成17年4月末日現在の収入未済額1,011,812円については、その解消に向けて納入督促に努め、1件12,150円は平成17年5月31日に、もう1件2,600円についても平成17年12月1日に収納済である。

残る2件997,062円については、債務者に対して書面、電話、訪問など粘り強い納入指導を進め、なお一層の収納促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。(建設管理部)

監査執行対象機関名	湖東地域振興局
監査執行年月日	平成17年5月23日・5月24日・6月13日・7月13日
監査結果報告年月日	平成17年7月26日
監査の結果	<p>県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成17年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ160,804千円増加し、424,234千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(税務課)</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>平成17年5月末日現在の収入未済額424,234千円については、職員一丸となってその縮減に努めた結果、平成17年10月末日現在で244,585千円となった。</p> <p>収入未済額の圧縮については、課税担当と納税担当との連携を密にし、税務署や市町等からの情報収集に基づき早期に滞納者の実態把握に努め、保有する財産調査を迅速に行い、自主納付の見込めない滞納者については速やかに滞納処分を行った。</p> <p>滞納整理に当たっては「徴収するか、停止するか、差押えするか」の徴収姿勢を堅持し積極的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>収入未済額の6割以上を占める個人県民税の収納促進については、平成17年度に設置された滞納整理特別対策室とも連携する中で、地方税法第48条の適用に基づき、市町と協働で収入未済の圧縮に取り組んでいる。また市町職員の徴収技術向上のための研修会の開催や徴収組織体制の強化(増員)にも積極的に働きかけ、更なる滞納額の圧縮に努めている。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成17年3月28日
監査の意見	<p>○職員宿舎等の有効活用について</p> <p>下記の職員宿舎や学校施設について、十分活用されていないものが見受けられる。入居率の向上や他の目的での利活用の可能性など、あらゆる角度から検討を行い、改善に努められたい。</p> <p>近江学園職員宿舎 長浜農業高等学校寮</p>

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(近江学園)

従前より職員への有効利用を進めてきたが、周辺地域の住宅状況が整備振興されてきたこともあり、近年は一定の利用率に留まっている。

この状況に対して、宿舍機能を多目的に活用することにより、学園運営の幅広い展開が図れるのではないかと考え、具体的には学生の現場実習における宿舍や園児の単身生活訓練用宿舍として利活用したいと検討している。

なお、他目的への利用にあたっては、職員宿舍が国庫補助事業で建設されていることから、関係機関との協議を進めつつ、幅広い活用について検討していきたい。

(長浜農業高等学校)

平成10年度末に文部省の農業自営者養成高等学校の指定を返上したことにより、寄宿舎教育を廃止した。現在、1階部分は特別教室(園芸装飾)、会議室、クラブ合宿等に使用しているが、2～4階の居室部(34室)についてはほとんど使用していない。引き続き、「滋賀県立長浜農業高等学校自啓蒙管理運営規定(平成11年5月14日)」に基づき運営していくが、今後は、学校と教育委員会事務局関係課との協議を行い、セミナーハウス・他の教育施設への転用を含め、教育施設としての有効活用を図っていく。

監査結果報告年月日 平成17年3月28日

## 監 査 の 意 見

○展覧会開催事業について

企画展について、収入見込みと開催費用との収支予測について可能な限り確かなシミュレーションを行い、なお一層経営的視点も持って事業に取り組まれない。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(近代美術館)

県民の文化向上を目指す社会教育施設として、展覧会事業を基本としながら様々な教育普及事業に取り組んできたが、観覧者数の減少により厳しい状況となっている。企画展の開催に当たっては、過去の展覧会実績をあらゆる方面から分析、検証し、郷土ゆかりの魅力ある作家を紹介する企画や、効果的な広報活動を実施し、確かな収入見込みを設定するよう努める。開催費用については、効率的な運営を図るため、複数の美術館との共同開催や所蔵品の活用等により経費節減を図り、費用対効果に対する職員の意識改革を徹底しながら、「親しみのある開かれた美術館」を目指し取り組んでいく。

監査結果報告年月日 平成17年3月28日

## 監 査 の 意 見

○県立施設としての子ども家庭相談センターの役割について

本県の児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、平成15年度は前年度に比べ25%増の425件となるなど児童を取り巻く環境は大変厳しい状況にある中で、基礎的な自治体と子ども家庭相談センターの果たす役割も変わっていくと思われる。また、児童虐待の防止等に関する法律の改正により、市町も通告先になるなど、その役割も見直されてきている。こうした中、子ども家庭相談センターの役割を明確にし、市町等関係機関とも十分連携しながら、県としての役割を果たされたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(中央子ども家庭相談センター)

「児童虐待の防止等に関する法律」に続き「児童福祉法」が改正され、平成17年4月から全面的に施行されたことにより、子どもの虐待防止を中心とした要保護児童に関する法的な整備が大きく進むこととなった。

具体的には市町が児童相談の一次的な窓口の役割を担うとともに要保護児童の通告機関にもなったことから、子ども家庭相談センター(児童相談所)は市町の児童相談業務を後方支援することとなり、市町では対応が困難なケースや専門的・技術的な支援を必要とするケースを担うというように役割が分担されることとなった。

しかし、相談窓口が市町となっても、市町の体制整備が整い一定の水準に達するまで当分の間は、従来どおり市町とともに連携してケースの対応にあたり、児童相談業務の水準

の低下や支障が生じないように取り組んでいく。

そのため、17年度から児童の虐待通告や虐待相談に迅速かつ的確に対応できるように、また市町の児童相談が円滑に運営されることを支援するため、休日夜間を問わず対応できる電話相談体制を整備したところである。

また、市町に設置されている虐待防止ネットワーク会議が十分な機能を発揮できるよう構成員の一員として職員の派遣を通して積極的に支援するとともに、市町の職員のレベルアップを図るための実務的な研修を実施する等の取組みを進めていく。

(彦根子ども家庭相談センター)

児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律が改正され、平成17年4月から施行されたことに伴い、市町も児童相談の窓口および児童虐待の通告先になるなど、市町の果たす役割が大きくなった。県は市町の児童相談業務の後方支援をすることとなり、専門的知識、技術を要する市町では対応が困難なケースを担うというように一定の役割分担が示されることになった。このため、市町の職員が児童虐待等に対応しやすいよう児童虐待対応ハンドブックを作成するとともに、市町等児童相談担当課長・職員初期研修およびフォローアップ研修を開催したところである。しかし、市町が相談窓口となっても、市町の体制整備が整い、一定のレベルに達するまでの当分の間は、今までと同様に市町と連携し、児童問題に対する対応に支障が生じないように取り組んでいく。

監査結果報告年月日	平成17年3月28日
監 査 の 意 見	
○障害児（者）施策を巡る制度改正への対応について	
<p>障害児（者）施策については、利用者の立場に立った制度を構築するため、措置制度から支援費制度に移行するなど制度改正が行われてきたところである。今後も障害者の自立支援に観点をおいた制度改正も見込まれることから、利用者と直接接する近江学園においては、制度改正に伴い生じる利用者への対応などについて、関係機関と十分協議しながら、適切に対処されたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(近江学園)</p> <p>国からは福祉の包括的な枠組みのグランドデザインが示され「保護から自立支援へ」をキーワードに、障害者を取り巻く施策が大きく変わりつつあると認識を深めており、この施策の展開を受け、園児の支援目標に沿って生活する力を養い、地域で生活することを目指す支援への転回を考えている。</p> <p>そのため、日常の生活指導や作業指導、自閉症児などに対する専門的な支援に取り組み、家庭や地域で生活できるよう、その移行支援を組織的に取り組んでいる。</p> <p>今年度は児童（利用者）一人ひとりについて、支援目標を設定して、各々の豊かな自己実現に向けての支援プログラムを展開し、社会参加を促進したいと考え、そのためには、関係機関との連携は欠かすことが出来ないことから、地域において障害者の一貫した支援が展開できるよう、地域関係者と十分協議して協力体制づくりに一層の努力をしたい。</p>	

監査結果報告年月日	平成17年3月28日
監 査 の 意 見	
○学生寮の負担金および看護職員修学資金貸付金について	
<p>学生寮の個人負担金について、光熱水費相当分として月額1,000円を徴収しているが、負担金に検討の余地があると思われる。負担金のあり方について検討されたい。</p> <p>また、看護職員修学資金貸付金の償還金等について、収入未済が生じており、学生に対しては貸付制度の趣旨から免除される場合を除き償還義務を負うことを在学中から周知徹底し、学校として収入未済の発生防止に取り組まれたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(総合保健専門学校)</p> <p>県立看護職員養成所の再編整備により、平成18年度から、保健学科と助産学科の2科が廃止、看護第2学科は募集停止となる。廃止・募集停止の3学科は、県外からの入学生が多く、17年度の入寮者の55%は県外の学生である。</p>	